

令和7年度（2025年度）

データ活用事例創出事業委託業務

仕様書

1 業務名

令和7年度（2025年度）データ活用事例創出事業委託業務

2 目的

本県では、人口減少等に伴う地域課題の解決と将来に向けた地域活力の向上を、デジタル技術の活用により実現するため、令和4年2月に「くまもとDXグランドデザイン」を策定し、それに基づき県全体のDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進している。

特に、デジタルデータの活用は重要であり、行政、民間が保有するデータを広く取得し、連携させることで、新たなビジネスやサービス等の創出につながることを期待されている。県では令和6年度から市町村と共同で、本県におけるエリア・データ連携基盤（非パーソナル）である「くまもとデータ連携基盤」の運用を開始した。

本業務は、デジタルデータ及びくまもとデータ連携基盤の活用事例の創出を目的として、企業や団体等からの企画提案に基づき、データ活用事業の実施を委託するものである。

3 業務期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月27日（金曜日）まで

4 業務内容

(1) データ活用事業の実施に関すること

県政の重要課題をはじめ、熊本県内の地域課題解決を目的に、デジタル技術を活用し、以下の要件を満たすデータ活用事業を実施すること。

①複数データの活用

- ・本事業は、複数のデジタルデータを活用する取組みであること。
- ・その際、公的機関や民間企業等が公開しているオープンデータ等のいわゆる「非パーソナルデータ」を複数種類活用すること。
- ・加えて、いわゆる「パーソナルデータ」を活用することも可能。

②くまもとデータ連携基盤の利用

- ・本事業で活用する非パーソナルデータのうち、少なくとも1種類のデータ取得、提供に際して、熊本県が提供するくまもとデータ連携基盤（非パーソナル）を利用すること。利用にあたっては、原則としてAPIによるデータ取得・提供とする。NGS I、CSVも可能とするが、将来的にAPIによることを見据えたものにする。

※API（Application Programming Interface）接続によるデータ活用については、次を参照のこと。

<https://datacatalogportal.dlp-kumamoto.jp/odp/about/>

(2) 業務実施の報告に関すること

①事業報告書の作成

本事業の実施について、取組みの趣旨・実施手法・結果・事業全体の成果と課題を詳細に記載した報告書を作成すること。

(ア) 必須記載事項

- ・事業概念図（事業の全体像が1枚で説明されるもの）
- ・解決すべき課題とその状況
- ・具体的な事業内容、実施方法、スケジュール
- ・利用したデジタル技術（機器、アプリ等）の一覧、及びその概要
- ・活用したデータの一覧、概要、取得方法、活用方法
- ・事業実施結果（数値実績等）
- ・解決すべき課題に対する本事業の成果及び今後の課題点（くまもとデータ連携基盤に関する課題点やデータの拡充、機能改善等に関する提言を含む。）
- ・経費内訳
- ・同様の事業の横展開の可能性とその方法、他分野への参考となる可能性

※上記項目以外でも必要に応じて記載すること

(イ) 報告書形式

- ・報告書全体を1ファイルにまとめて提出すること。
- ・様式、ページ数は指定しないが、必要に応じて本編と参考資料編等に分けること。
- ・電子データで編集可能な形式とする。

<留意事項>

- ・本事業で作成する報告書は、県内事業者へ広く公表されることに了承すること。
- ・事業効果の計測にあたっては、数値で計測できるものとし、計測結果については詳細に資料に記すこと。
- ・作成にあたっては極力専門的な表記を避け、平易な表現に心がけること。
- ・公表に当たり、内容について十分に県と協議し、必要に応じて修正・追記等の要請に応じること。

②ホームページ用掲載記事案の作成

- ・くまもとDX推進コンソーシアム専用サイト等への掲載のため、事業概要として、上記事業報告書を要約したものを作成すること。
- ・県やくまもとDX推進コンソーシアムの依頼に応じて、本事業の取組に関するコンソーシアムイベントにおける本事業の取組説明等の実施に協力すること。

(3) そのほか

①定期的な情報共有

- ・受託者は確実な事業実施のため、月例会を実施すること。開催方法（現地、オンライン）、報告様式は県が別途指定する。

- ・そのほか状況に応じて、随時県に報告すること。
- ・本事業の課題の整理、改善策の検討等を目的に、関係団体、自治体担当所属との意見交換を行い、その内容を事業報告書に記載すること。

5 業務委託に係る経費

本事業で負担する経費は、業務の実施に必要なソフトウェアライセンス、機器導入費、API接続に係る改修費、人件費、旅費、資料作成費、知的財産権の利用に係る経費等、一切の経費を含む。

ただし、以下に該当するものは経費として認めない。

- ・本委託契約の締結前に発注、契約、申し込み等をした費用
- ・その他、事業目的にそぐわないと判断されるもの

6 成果物と提出期限

(1) 成果物

- | | |
|-------------------|---------|
| ①事業報告書 | 電子媒体：1部 |
| ②契約内で作成したドキュメント一式 | 電子媒体：1部 |
| ③業務完了報告書 | 電子媒体：1部 |

(2) 提出期限：令和8年（2026年）3月27日（金曜日）

(3) 提出場所：熊本県庁指定場所

7 著作権の帰属について

本委託業務における成果物の著作権の扱いは、次のとおりとする。

- (1) 本業務の成果物に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定されている権利を含む。）は、委託料の支払をもって本県に移転する。ただし、受託者が従前から所有していた著作権及び第三者が権利を有する著作物は、受託者または当該第三者に帰属するものとする。
- (2) 業務に関連して受託者が行った発明、考案及び意匠の創作に関する工業所有権（工業所有権を受ける権利を含む）は、委託者と受託者との間に特段の合意がない限り、受託者の所有とする。
- (3) 受託者が本業務の成果物に係る著作権を自ら使用し、又は第三者をして使用させる必要がある場合には、熊本県と別途協議するものとする。
- (4) 事業で購入した物品の所有権に関しては受託者に帰属するものとする。処分に別途費用が掛かる場合などは、受託者にて負担するものとする。

8 本事業で活用するデータの扱いについて

- ・企業・団体が保有する独自データの活用にあたっては、そのデータの提供元の了解を事前に得ておくこと。また、個人情報、もしくは他のデータとの突合で個人を特定できるデータである場合には、クローズドな環境で利用する等、取り扱いに十分注意するこ

と。

- ・熊本県におけるデータ利活用の促進、データ活用事例の創出という本事業の趣旨に鑑み、本事業に際して新たに取得した非パーソナルデータを「くまもとデータ連携基盤」に接続することについて、県と協議の上、検討すること。

9 その他

- ・受託者は本事業の実施前に、実施内容を県と十分に協議し了解を得ること。また必要に応じて実施内容の修正等に応じること。
- ・本事業において、実施者に何らかの損害が生じた場合でも、県はその一切の責任を負わない。
- ・受託者は、業務遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑念が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、県と協議のうえ、解決する。